

ラオスにおける法整備に向けた法学教育の現状と課題

—首都と地方の比較研究—

兵庫県立大学 (乾美紀・橋本英司)

1. 本発表の目的と方法

本研究の目的は、法整備の途上にあるラオスで、これまでどのように法学教育がなされ、何が問題点として考えられてきたのか、それらを改善するために現在どのような取り組みがなされているか、都市部と地方の高等教育機関を比較しながら解明することである。

ラオスでは都市部では産業の発展に伴い高層の建物も随所に見られるようになり、多数の教育機関が創設されている。国内には49の少数民族が存在するが、首都に住んでいるのは、ほとんどが多数派民族であり、彼らがラオスの政治や経済の中核を握っている。一般的に多数派民族の教育アクセス良好な状況にある。

一方で地方の開発は遅れており、特に山岳地帯では農業中心の生活を送る少数民族が多い。農業以外の産業に乏しいことから、人々の収入源は限られているうえ、交通が不便なこともあり教育機関の数が少なく、いまだ学校に行くことができない子どもたちも多い。

つまり都市部と地方では大きな差異があり、この状況は教育の質にも影響している。本研究では都市部と地方の教育格差を比較するために、現地の教育機関(ラオス国立大学、Northern Perks Institute)の教員や行政機関(検察庁、国会)の職員、JICAの法律専門家にインタビューを実施する方法を取った。

2. 法整備支援の歴史

ラオスでは1927年から法律は存在しており、民法、刑法、民事・刑事訴訟法を含む法典に集約されている。ラオスはこれまでロシアやベトナムなどの社会主義国をモデルにしていた。なかでもベトナムは隣国に位置しており、多くの法律専門家がベトナムで教育を受けているためモデルとして法律を採用しやすい状況である。現在では日本やタイの法律をもモデルとしている。タイについては、言語の類似性からモデルにすることが可能であるうえ、資本主義についても参考にすべき点が多い。

日本による法整備支援については、1990年代の終わりから開始されていた。ラオス国立大学法律政治学部は、日本法研究情報室を開設し、日本とラオスの法律の交流拠点として活動してきた。2014年2月にはラオスとの法律・政治に関する学術交流と人材育成へのさらなる貢献を目指し、ラオス・日本法教育研究センターを開所し、研究中心のセンターとしてスタートし、法整備支援を行ってきた。

3. ラオスにおける法曹の養成

ラオスでは2015年まで、裁判官・検察官・弁護士という法曹を異なる場所で各別に養成していたことが問題であった。しかしながら、各別に養成しているがゆえに、それぞれの法律の知識や理解に差異が生じており、そのために違反行為の解釈や法律条文の解釈に矛盾が生じることが問題視されていた。そのために2015年1月、法曹を同じ場所で養成する司法研修所が設立された。その時に第1期の受け入れが開始された後、2015年4月の首相令に基づいて、国立司法研修所が設立された。このことが法曹養成に対する新しい取り組みだといえる。現在、法曹になるための国家試験はなく、ラオス国立大学法律学部を卒業した者が、研修所で1年間の研修を行い、資格を与えられている。

4. 都市部と地方の教育機関の違い

ラオスで法学教育を専攻できる大学は、国立大学政治学部と地方の2つのカレッジである。カレッジのひとつは、北部ルアンパバンにある Northern Perks Institute、もう一つは南部にある Southern Perks Institute である。ラオス国立大学は1997年に国際支援を受けて創設され、現在5専攻(国際関係、刑事法、民事法、経済法、政治法)がある。就学年数は4年間で、管轄は教育スポーツ省である。学生の多くは多数派民族の学生であり奨学金制度もある。

一方で北部のルアンパバンにある Northern Perks Institute は地方の学生を法曹として養成するために2004年に創設された。4専攻(刑事法、市民法、行政法、貿易・経済法)を持ち3年間の教育を提供している。経済的に困窮している地方出身の少数民族の学生が多いが奨学金の制度はなく、ラオス国立大学のように海外からの支援も受けていない。さらに、国立大学とは異なり法務省の管轄であること、比較的創設が新しく質的な保障ができていないこと、修士号レベルの教員しかいないことから、教育スポーツ省が大学として認めておらず、学生は高等ディプロマ(准学士)しか取得できない。そのために学生は国立司法研修所に入所することさえできず、大半が地方行政官として働いている。表1にインタビュー結果の概略を記す。

表1. 国立大学と地方大学の比較

		ラオス国立大学	地方大学 Northern Perks Institute
学位		学士号	高等ディプロマ(准学士)
ハード	海外支援	あり(教員トレーニング、弁護士育成、国立司法研修所、教師派遣)	なし
	奨学金	あり(学費は原則無料)	なし(学費は年間約3万円)
ソフト	教材や教科書	外国語のものを翻訳	国内の教科書(ラオス語)のみ
		英語・フランス語の教科書を利用	
	教員派遣	海外からの派遣あり	なし
	教員学位	博士(3) 修士(65) 学士(34)	修士(24)
就職先		法務省、裁判所、検察庁、国会、外務省	県の法律局、県庁軍事裁判所など

表1に示したように2つの機関を比較すると大きな違いが見られる。まず地方の大学では、学費を支払う必要があるものの奨学金制度がない。教員によると、このために入学を思いとどまる学生が多数存在することである。また、入学はしたものの学費が払えず中退する学生もいる。Northern Perks Instituteの教員はこのことを防ぐために、国立大学のような奨学金制度の適用することを希望していた。

次に、地方の大学では学士号が取れないため、地方から法曹を輩出できない仕組みになっていることが問題だと指摘していた。このことは地方の大学の教育の質保証の認定ができていないために生じているので、現在、法務省、教育スポーツ省と交渉して質保証システムの整備を要求し、2019年度より学士号を出せるように依頼しているとのことであった。ラオス国立大学のように学位を持った教員を雇うこと、海外からの教科書も利用して教育の質を高めることが求められる。現状では地方の高等教育機関としての役割が不足していることが問題であるので、教育のスタンダードを首都の大学に近づけることが必要になるであろう。

5. 研究のまとめ

ラオスでは国の法学教育さえ整備中であり、法曹育成システムが確立した時期も極めて最近(2015年)であるため、課題が山積していることが明らかである。その中で中央政府、地方政府ともに改善すべき点が挙げられる。

まず中央政府は、地方大学の質保証システムを早急に改善し、地方の大学のレベルを向上させるべきである。表1で整理したハードの問題、ソフトの問題に真摯に向き合う必要がある。現在のように経済的な支援を行わない状況が続くと、学生が教育を継続できなくなり、地方の行政官を育成できないことにつながる。この点を改善するために、教育スポーツ省と法務省が連携すべきだろう。

次に、地方政府・地方大学も改善すべき点がある。前述したように、現在、Northern Perks Instituteは学位授与について交渉を行っている。経済支援についても交渉を行うことが必要となるが、支援を受けることができない場合、海外や地元企業から支援を得るシステムを独自で展開すべきである。ラオスは社会主義の国であることからトップダウンのシステムに慣れがちであるが、地方の状況を改善していくためには、自らが中央政府に問題を発信し、リアクションを起こして解決していくというボトムアップのシステムを作りあげていくことが必要となる。

主な参考文献

- 須田 大 (2017) 「ラオス法曹養成制度改革」 『ICD NEWS』 第72号法務省法務総合研究所国際協力部
 瀬戸裕之 (2002) 「ラオスにおける法学教育」 『ICD』 第4号法務省法務総合研究所国際協力部